

医療法人等に係る所得金額の計算書 記載の手引き

この計算書は、地方税法第 72 条の 23 第 2 項の規定の適用を受ける**医療法人等**（※1）が長崎県に法人事業税の確定申告書、修正申告書又は更正請求書を提出する際に、**下記の添付書類**（※2）に併せて提出してください。

（※1）「医療法人等」とは、次のものをいいます。

- ① 医療法第 39 条に規定する医療法人
- ② 医療施設（社会保険診療等に係る収入金額が常時その医療施設に係る医療に関する収入金額の10分の3以下であるものを除きます。）に係る事業を行う農業協同組合連合会
- ③ 公益法人等で医療保健業を行うもの
- ④ 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもののうち医療保健業を行うもの

ただし、以下の法人等はこの計算書の作成・提出は不要です。

- 主たる事務所（病院・診療所）等が他の都道府県にある医療法人等
- 法人税の申告において租税特別措置法第 6 7 条第 1 項（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の規定の適用を受ける医療法人（以下「特例適用法人」といいます。）

※特例適用法人は、「所得金額に関する計算書」（地方税法施行規則第 6 号様式別表 5）の「備考」欄にその旨記載するとともに、所得計算についての明細書を添付してください。

（※2）添付書類

(1) 損益計算書	決算書の写し
(2) 法人税の明細書別表四	法人税に関する別表の写し
(3) 法人税の明細書別表六（一）	
(4) 法人税「雑益、雑損失等の内訳書」	
(5) 雑収入明細書	別紙参考様式若しくはこれに類するもの（既存様式でも可）
(6) 医療収入明細書	
(7) 介護保険収入明細書	

（R02.3）

○「医療法人等に係る所得金額の計算書」（上段部分）の記載方法

「総所得金額①」欄		「所得金額に関する計算書（第 6 号様式別表 5）」の「再仮計」の欄の金額を記載してください。 なお、当該金額が欠損金額である場合は、当該金額に△印を付して記載してください。
「土地等の譲渡所得等②」欄		総所得金額の計算上、益金又は損金の額として計算した土地又は土地の上に存する権利の譲渡収入から取得費及び譲渡経費又は圧縮額の損金算入額等を控除して得た金額を記載してください。 (1) 取得費 譲渡時における帳簿価額 (2) 譲渡経費 ア 譲渡のために支払った仲介手数料、運搬費 イ 譲渡資産について、譲渡のために行った登記又は登記に要した費用 ウ 土地等を譲渡するために支払った立退料 エ 土地等を譲渡するために資産を取りこわし、除却等をしたことにより生じた損失額 なお、譲渡経費には、譲渡した資産の維持管理等に要した固定資産税及び保有期間中の当該資産の購入費等の借入金の利子等は含まれません。 (3) 圧縮額の損金算入額等 法人税法第 5 0 条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）又は租税特別措置法第 64 条から第 65 条の 14 まで（資産の譲渡の場合の課税の特例）の規定に基づき損金に算入した金額です。 なお、営業権の譲渡、贈与、寄付金、受贈益及び寄贈等の収入がある場合は、軽微なものを除き、土地の場合と同様の取扱いをしてください。
医療保健業とその他の事業とを併せて行っている場合の所得区分	④欄	○医療保健業とその他の事業の所得金額とを区分して算定している場合、区分して算定された医療保健業の所得金額を a 欄に記載してください。 ○医療保健業とその他の事業の所得金額とを区分して算定していない場合次式により按分計算し求めた医療保健業の所得金額を b 欄に記載してください。 $\text{③欄の金額} \times \frac{\text{⑦欄の金額}}{(\text{⑦欄の金額} + \text{⑧欄の金額})}$
	⑤欄	その他の事業の所得金額について次式により算定してください。 $\text{③欄の金額} - \text{④欄の金額}$

課税標準となる所得の算定に用いる収入金額	⑥欄	社会保険診療に係る収入金額の計「ア」欄の金額を記載してください。
	⑦欄	医療保健業の総収入金額「ウ」欄の金額を記載してください。
	⑧欄	その他の事業の収入金額「エ」欄の金額を記載してください。
「社会保険診療に係る所得金額⑨」欄		次式により算定してください。 その他の事業の収入がない場合 $\text{③欄の金額} \times \frac{\text{⑥欄の金額}}{\text{⑦欄の金額}}$ その他の事業の収入がある場合 $\text{④欄の金額} \times \frac{\text{⑥欄の金額}}{\text{⑦欄の金額}}$ なお、この欄に記載すべき所得金額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げ（欠損金額の場合は切り捨て）てください。 また、算定した⑨欄の金額は、第6号様式別表5の「社会保険等に係る医療の所得」欄に転記してください。
「当期分の課税所得金額⑩」欄		⑩欄の金額－⑨欄の金額 を記載してください。
「繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額⑪」欄		地方税法施行規則第6号様式別表9～11の添付を要する法人が課税所得金額の繰越欠損金額等があった場合の欠損金額等の当期控除額を記載してください。
「課税標準となる所得金額⑫」欄		⑩欄の金額－⑪欄の金額 を記載してください。 算定した当該所得金額は、地方税法施行規則様式第6号様式別表5の「所得金額再差引計」欄に転記してください。

○「所得金額の計算の基礎とする収入金額の明細」（下段部分）の記載方法

「社会保険診療に係る収入金額」の各欄	地方税法第72条の23第3項の社会保険関係法律等の規定に基づく医療等の給付について収入計上した次の金額を、適用法律の区分ごとに記載してください。 ア 保険者からの収入金額 査定損益は、収入金額に加算又は減算してください。 イ 被保険者が負担する一部負担金（家族療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費等に相当する分を含みます。） ウ 社会保険各法に係る医療費を被保険者（医療費助成対象者を含みます。）に代わって、国又は地方公共団体が支払った金額 なお、社会保険各法に基づく医療費でないもの（妊婦、乳児、特定健康診査の委託料等）はその他の収入金額となります。														
「その他の収入金額」の各欄	当期分の医療に係る収入金額のうち社会保険等に係る収入金額以外の医療収入金額を各収入科目ごとに記載してください。 <table border="1" data-bbox="368 1039 1444 1966"> <tr> <td data-bbox="368 1039 512 1160">⑬の欄</td><td data-bbox="512 1039 1444 1160">労働者災害補償保険法の規定に基づく医療等の給付により支払を受けるべき金額を記載してください。</td></tr> <tr> <td data-bbox="368 1160 512 1328">⑭の欄</td><td data-bbox="512 1160 1444 1328">自由診療に係るすべての収入すべき金額を記載してください。 なお、自動車損害賠償責任保険及びその他の損害保険等の保険金に相当する部分の金額のうち医療費等として収入すべき金額を含みます。</td></tr> <tr> <td data-bbox="368 1328 512 1449">⑮の欄</td><td data-bbox="512 1328 1444 1449">健康保険法等の規定に基づく入院料、ベッド代の給付のほかに別途入院料、ベッド代の差額として収入すべき金額を記載してください。</td></tr> <tr> <td data-bbox="368 1449 512 1570">⑯の欄</td><td data-bbox="512 1449 1444 1570">学校又は事業所等の契約に基づく健康診断、予防接種等の給付により収入すべき金額を記載してください。</td></tr> <tr> <td data-bbox="368 1570 512 1668">⑰の欄</td><td data-bbox="512 1570 1444 1668">⑬～⑯以外の医療に係る収入すべき金額を記載してください。</td></tr> <tr> <td data-bbox="368 1668 512 1832">⑲の欄</td><td data-bbox="512 1668 1444 1832">健康保険法等の規定に基づく医療等の給付に係る食事代のほかに患者又は付添人等から別途食事代として収入すべき金額を記載してください。この場合、従業員から受け入れた食事代収入は含めません。</td></tr> <tr> <td data-bbox="368 1832 512 1966">⑳の欄</td><td data-bbox="512 1832 1444 1966">受託医療収入以外で学校又は事業所の嘱託医であることにより収入すべき金額を記載してください。</td></tr> </table>	⑬の欄	労働者災害補償保険法の規定に基づく医療等の給付により支払を受けるべき金額を記載してください。	⑭の欄	自由診療に係るすべての収入すべき金額を記載してください。 なお、自動車損害賠償責任保険及びその他の損害保険等の保険金に相当する部分の金額のうち医療費等として収入すべき金額を含みます。	⑮の欄	健康保険法等の規定に基づく入院料、ベッド代の給付のほかに別途入院料、ベッド代の差額として収入すべき金額を記載してください。	⑯の欄	学校又は事業所等の契約に基づく健康診断、予防接種等の給付により収入すべき金額を記載してください。	⑰の欄	⑬～⑯以外の医療に係る収入すべき金額を記載してください。	⑲の欄	健康保険法等の規定に基づく医療等の給付に係る食事代のほかに患者又は付添人等から別途食事代として収入すべき金額を記載してください。この場合、従業員から受け入れた食事代収入は含めません。	⑳の欄	受託医療収入以外で学校又は事業所の嘱託医であることにより収入すべき金額を記載してください。
⑬の欄	労働者災害補償保険法の規定に基づく医療等の給付により支払を受けるべき金額を記載してください。														
⑭の欄	自由診療に係るすべての収入すべき金額を記載してください。 なお、自動車損害賠償責任保険及びその他の損害保険等の保険金に相当する部分の金額のうち医療費等として収入すべき金額を含みます。														
⑮の欄	健康保険法等の規定に基づく入院料、ベッド代の給付のほかに別途入院料、ベッド代の差額として収入すべき金額を記載してください。														
⑯の欄	学校又は事業所等の契約に基づく健康診断、予防接種等の給付により収入すべき金額を記載してください。														
⑰の欄	⑬～⑯以外の医療に係る収入すべき金額を記載してください。														
⑲の欄	健康保険法等の規定に基づく医療等の給付に係る食事代のほかに患者又は付添人等から別途食事代として収入すべき金額を記載してください。この場合、従業員から受け入れた食事代収入は含めません。														
⑳の欄	受託医療収入以外で学校又は事業所の嘱託医であることにより収入すべき金額を記載してください。														

	②③の欄	利子等及び配当等の収入は、所得税額・利子割額を含んだ金額を記載してください。
	②④の欄	電話、電気、ガス、テレビ、寝具等の使用の対価として患者等から支払を受ける金額を記載してください。
	②⑤の欄	作業療法等を通じて生産した農産物等の生産品を販売、物品等の加工又は修理の請負、若しくは不用品の売却により収入すべき金額を記載してください。
	②⑥の欄	「付随事業収入」とは、医療保健業に比し社会通念上独立した事業部門と認められない軽微なもので医療保健業の付随事業として発生する収入金額をいいます。
	②⑦の欄	介護保険法の規定に関する医療等の給付について支払を受ける社会保険分の医療収入以外の収入を記載してください。 ※ 8 ページをご参照ください。
「その他の事業の収入金額 エ」欄		医療保健業以外の事業について収入すべき金額を記載してください。

※以下のものは、所得金額の計算の基礎とする収入金額に含みません。

- (ア) 各種引当金及び準備金の益金算入額
- (イ) 土地等の譲渡に係る収入金額
- (ウ) 従業員の社宅、寮等の使用料収入金額及び食事代金
- (エ) 収入金額として計上した国税及び地方税に係る還付金、充当金及び過誤納金の額
(還付加算金額を除く。)
- (オ) 償却資産の売却収入、その他経費の戻入れと認められる収入金額
- (カ) 購入棚卸資産に係る仕入割戻しの額として収入に計上した金額
- (キ) 計上した収入金額に消費税(地方消費税を含む。)が含まれる場合は、その消費税額
(ただし、課税事業者に限ります。)
この場合は、消費税申告書の写しを添付してください。
- (ク) 医療保健業及びその他の事業に共通する収入金額
- (ケ) 国・地方公共団体及びこれらに準じる公的機関からの各種補助金、助成金のうち、当該補助金・助成金の額を限度として補助・助成の対象となる費用として支払った金額を超えない金額
- (コ) 受取配当等の益金不算入額

「課税標準となる所得の算定に用いる収入金額の明細」欄の取扱一覧

※記載されていない収入科目の収入金額については、この一覧表に準じて計上してください。

収入科目	医療保健業		医療保健業の 総収入金額に 含めない 収入金額	その他の事業 の収入金額
	社会保険診療に 係る収入金額	その他の収入金 額		
社会保険分の医療収入	○			
介護保険収入	○（注１）	○（注２）		
生活保護法に規定する 介護扶助に係る収入	○（注１）	○（注２）		
窓口現金収入	○ （社会保険分）	○ （社会保険分以外）		
入院時食事療養費、入院時生活療 養費、保険外併用療養費、家族療 養費、特別療養費、訪問看護療養 費、家族訪問看護療養費	○			
公費負担分	○ （社会保険分）	○ （社会保険分以外）		
保険等査定増減	○ （社会保険分）	○ （社会保険分以外）		
労働者災害補償保険法の 医療収入		○		
自動車損害賠償責任保険の 医療収入		○		
公害健康被害補償法の 医療収入	○ （非公害医療機関分）	○ （公害医療機関分）		
自費診療収入		○		
入院料、ベッド代差額収入		○		
健康診断・受託医療収入		○		
医療相談収入		○		
事務取扱手数料		○		
付添人食事代収入		○		
健康診断等証明収入		○		
生產品等販売収入		○		
受託技工、検査料等収入		○		
嘱託収入		○		
受取利息配当金		○		
電話、電気、ガス、テレビ、 寝具等使用料収入		○		
不用品売却収入		○		
従業員給食収益			○	
院内保育の保育料収入			○ （従業員使用分）	
社宅・寮収入		○ （役員への貸与分）	○ （従業員使用分）	
企業年金払戻金			○	
債務免除益			○	
仕入値引			○	
現金過不足			○	
自動販売機収入		○		
ハブラシ・おむつ等 販売収入		○		

収入科目	医療保健業		医療保健業の 総収入金額に 含めない 収入金額	その他の事業 の収入金額
	社会保険診療に 係る収入金額	その他の収入金 額		
印紙等販売収入		○	○ (販売差益の生じない もの)	
販売手数料		○		
各種補助金・助成金		○ (支払額を超える部 分)	○ (支払額を超えない部 分)	
委託料		○(注3)		
救急医療協力金		○		
救急診療委託料		○		
休日準夜診療委託料		○		
各種(旅行・忘年会)協賛金		○		
各種祝金・協力金等		○		
保険解約・満期返戻金		○ (運用益部分)	○	
保険等の配当金		○		
生命保険金・損害保険金		○	○(注4) (支払相当額と相殺さ れたもの又は圧縮損等 により収益反映しない もの)	
有価証券売却益		○		
償却資産売却益		○ (取得価額を超える部 分)	○	
看護学院収入		○ (区分経理できないも の)		○ (区分経理できるもの)
施設等利用料		○		
土地譲渡益等			○	
贈与・寄付金・受贈益等		○ (軽微なもの)		
その他の事業に係る所得				○
各種引当金及び準備金の 繰戻額			○	
租税の還付金			○	
還付加算金		○		

(注1) 介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入のうち、社会保険診療に係る収入金額となるものは、地方税法第72条の23第3項第2号及び第4号により限定されており、①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導 ④通所リハビリテーション ⑤短期入所療養介護 ⑥介護予防訪問看護 ⑦介護予防訪問リハビリテーション ⑧介護予防居宅療養管理指導 ⑨介護予防通所リハビリテーション ⑩介護予防短期入所療養介護 ⑪介護保健施設サービス ⑫介護医療院サービス ⑬指定介護療養施設サービスに係る収入に限ります。

(注2) その他の収入に含むものとして、訪問介護、主治医意見書作成等、(注1)に係る収入以外の収入です。詳しくは8ページをご参照ください。

(注3) 医療保健業に対する業務の対価として支払われる委託料、協力金、手当てなどの内容であるものは、その他の収入に含めてください。

(注4) 「支払相当額と相殺されたもの」とは、例えば損害保険又は生命保険の保険金のうち事故当事者等又は当該親族等へ支払った額をいい、「圧縮損等により収益反映しないもの」とは、法人税法等の規定により損金算入が認められる収入金額をいいます。損害保険金及び物的な損害の賠償金のうち補修費用等実費相当額を超える金額、休業補償・所得補償等の保険金については、その他の収入に含まれます。

介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分

		サービスの種類	計上区分	
			社会保険診療に係る収入金額	その他の収入金額
指定居宅サービス 指定介護予防サービス	訪問通所	訪問介護 (ホームヘルプ)		○
		訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護		○
		訪問看護 介護予防訪問看護	○	
		訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	○	
		通所介護 (デイサービス)		○
		通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	○(注1)	○(注1)
		福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与		○
	短期入所	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護		○
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	○(注1)	○(注1)
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	○(注1)	○(注1)
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	○(注1)	○(注1)
		居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	○	
		特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護		○
指定居宅介護支援 指定介護予防支援	居宅介護支援 介護予防支援			○
指定施設サービス等	介護福祉施設サービス (特別養護老人ホーム) [介護老人福祉施設]			○
	介護保健施設サービス (老人保健施設) [介護老人保健施設]		○(注1)	○(注1)
	指定介護療養施設サービス (療養病床等) [介護療養型医療施設]		○(注1)	○(注1)
	介護医療院サービス		○(注1)	○(注1)
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護			○
	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護			○
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護			○
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)			○
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護			○
	地域密着型特定施設入居者生活介護			○
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			○
	地域密着型通所介護			○
				○
				○
				○

(注) 指定居宅サービスのうち介護療養型医療施設に係る短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護、指定施設サービス等のうち介護療養施設サービスについては、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条による改正前の介護保険法の規定に基づきます。(同法附則第130条の2第1項)

(注1) 利用者が負担した「居住費」、「滞在費」及び「食費(食材料費と調理費)」は「その他の収入金額」となります。また、利用者の負担軽減のために介護保険から給付される「特定入所者介護サービス費」、「特定入所者介護予防サービス費」も「その他の収入金額」となります。